

府子本第431号  
平成27年12月18日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

### 公務員の児童手当関係事務処理について

市町村における児童当事務処理については、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号本職通知）にて通知したところですが、貴自治体におかれては、貴所属職員に係る児童手当等の支給につき、当該通知に準じて取り扱い願います。

ただし、請求者が公務員の場合、住民票関係情報の連携のため、児童手当・特例給付認定請求書等に児童の個人番号の記載が必要とされることから、「個人番号の利用開始に当たったの児童手当に関する事務に係る留意点等について」（平成27年12月18日府子本第428号本職通知）の別添様式例を参考とし、事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、支給庁（都道府県等）においてオンラインシステムの対応が行われていない場合でも、情報連携に使用する中間サーバに端末から直接入力することにより情報照会が行えることを踏まえた事務処理の検討を行っていただきますようお願いいたします。それでもなお、情報照会の事務処理が困難な場合には、当分の間、個人番号を取得せず認定請求等の事務を行うことと支給庁が判断することは差し支えないものとします。

本取扱いについては、市町村の所属職員における児童当事務処理においても同様ですので、併せて貴管下市町村への周知について、よろしく願います。